

第11回議会改革特別委員会

日時：令和7年12月12日（金）

一般質問終了後

場所：委員会室2

【議事日程】

第1 閉会中の継続審査に関する件について

第2 中間報告の申し出について

第3 その他

【次回日程】令和8年1月9日（金） 午前10時から

委員間討議の運用に関する申合せ

- 1 対象とするものは、各常任委員会における議案及び請願審査で、委員が必要と認めるものとする。
- 2 実施の可否については、動議形式により委員が申出し、委員長が委員会に可否を諮り実施する。
- 3 委員間討議は、委員会での質疑の後、質疑終結前に行い、委員長は討議が出尽くしたタイミングで、質疑に戻る。なお再度の質疑後更に委員間討議が必要となった場合は、「2」の申し出を再度行う。
- 4 発言回数や時間の制限は行わない。
- 5 委員間討議は、委員会中に原則公開して行うため、討議時間中は、執行部および傍聴者はそのまま在席とする。